## 玩具安全マーク(STマーク)使用許諾契約書

一般社団法人日本玩具協会(以下「甲」という。)と、

(以下「乙」という。) は、「玩具安全基準・玩具安全マーク制度要綱」(以下「ST基準・STマーク制度要綱」という。) に定める玩具安全マーク(以下「STマーク」という。) の使用について次のとおり契約を締結する。

- 第 1 条 甲は、ST基準・STマーク制度要綱第3条第2項に規定する玩具安全基準適合検査を受け、玩具安全基準に適合すると認められた製品について、乙に対し、合格番号つきのSTマークの使用を許可する。
  - 2 前項の玩具安全基準適合検査の結果の有効期間は、当該検査申請に合格した日から起算して2年間とする。ただし、本許諾契約が終了したときは、その時点で終了するものとする。
- 第 2 条 前条の玩具安全基準適合検査は、甲が検査の実施を委託した検査機関において行なうものとする。
  - 2 前項の検査に用いる玩具安全基準は、ST基準・STマーク制度要綱第2条の玩具安全基準(以下「ST基準」という。)による。
- 第 3 条 乙は、第1条の規定により使用許可を受けた場合を除き、STマーク又はこれと紛らわしい標章を製品又はその包装に表示してはならない。
- 第 4 条 乙は、STマークの使用許可を受けた製品を製造、輸入又は販売する場合においては、ST基準に適合するようにしなければならない。
  - 2 乙は、STマークの表示を行うとき、その製品又はその包装に乙のブランド又はこれに代わる連絡先 等を明確に表示しなければならない。
- 第 5 条 甲は、STマークの使用を許可した製品について、STマークの信用を確保するのに必要な限度において、乙に対し、その製品の提出を求め、又は市場で入手した同一の製品について、ST基準への適合状況についての調査を行うことができる。
- 第 6 条 前条の調査の結果、当該製品がST基準に適合していないと認められるときは、甲はSTマークの使用許可を取消し、又は製品の改善その他必要な措置をとることを請求することができる。
  - 2 前項の規定により使用許可が取り消された製品については、乙は直ちにこれを回収するものとし、S Tマークを付したまま販売、展示してはならない。
  - 3 第1項の規定により改善等を請求された製品については、乙は直ちに必要な措置をとるものとする。
- 第 7 条 乙は、使用許諾契約締結と同時に、甲が別に定める玩具安全マーク使用許諾料(以下「使用許諾料」 という。)を甲に支払うものとする。
  - 2 乙は、使用許諾契約締結と同時に、ST基準・STマーク制度要綱第13条に規定する玩具賠償責任補償共済及び玩具製造物責任補償共済に加入し、別に定める玩具賠償責任補償共済約款及び玩具製造物責任補償共済約款に基づきそれぞれの共済掛金を甲に支払うものとする。
  - 3 前項の規定は、次に揚げる場合には、適用しない。
    - イ 玩具賠償責任補償共済掛金については、乙の支払いが3年を経過したとき。
    - ロ 玩具製造物責任補償共済掛金については、乙が日本を含む広域複数国を対象として補償額等が本 共済に適合するPL保険を付保しており、かつ、乙が本共済掛金の25%に相当する額をPL対 応事業負担金として甲に支払うとき。
  - 4 乙は、第2条に規定する玩具安全基準適合検査を受けるときは、甲が別に定める検査手数料を、甲が 検査実施を委託した検査機関に支払うものとする。
- 第 8 条 甲は、乙が本契約に違反したときは、金300万円の範囲内で、甲が任意に定める違約金の支払いを 乙に求めることができる。
  - 2 甲は、前項に規定する違約金のほか、乙が本契約に違反したことに起因して生じた消費者被害の賠償 に必要な限度の費用の支払いを乙に求めることができる。
- 第 9 条 甲は、乙が重ねて本契約に違反したときは、直ちに本契約を解約することができる。この場合においても、甲は乙に対し、前条に定める違約金の請求をすることができるものとする。

- 第 10 条 本契約の期間は、契約締結目より1年間とする。
  - 2 本契約は、契約期間満了の10日前までに甲が別に定める契約更新の手続(事業概況説明書、玩具製造物責任補償共済加入申込書、第7条1項及び2項の使用許諾料及び共済掛金の納付)を完了することにより更新することができる。
  - 3 乙は、氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは、その 旨を甲に届け出なければならない。
  - 4 乙は、玩具事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を甲に届け出なければならない。
- 第 11 条 本契約が解約され又は契約期間の満了により終了した場合は、乙は契約期間内にSTマークの使用許可を受けた製品についても、それ以降はSTマークを付して販売又は展示してはならない。乙がこれに違反した場合は、甲は本契約終了後にあっても、金500万円の範囲内で甲が任意に定める損害金支払いを乙に求めることができる。

ただし、既に出荷されている製品を継続して販売する場合は、乙は当該玩具について製造物責任賠償 保険の付保を措置するものとし、その旨の確認書を甲に提出する。

- 第 12 条 乙が、玩具に係る事業の全部を譲り渡し、又は乙について合併者しくは分割(玩具事業の全部を承継させるものに限る。)があったときは、その事業の全部を譲り受けたもの又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその玩具事業の全部を承継した法人は、乙の地位を承継する。
  - 2 前項の規定により乙の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を甲に届け出なければならない。
- 第 13 条 乙は、STマークの使用許可を受けた製品について事故が発生した場合は、当事者として行動し誠実な対応をはかるものとする。
  - 2 乙は、STマークの使用許可を受けた製品について、社会的紛争が生じた場合は、甲と協議し、誠実な対応をはかるものとする。
- 第 14 条 乙が日本国内に住所または居所(法人にあっては営業所)を有しない者(以下「在外者」という)に あっては、本契約は誠実に履行するための代理人として日本国内に住所又は居所を有するもの(以下 「国内管理人」という。) を定めなければならない。
  - 2 前項に定める国内管理人は、乙の本契約に基づく一切の義務について代理し、その履行について保証 するものとする。
- 第 15 条 この契約に定めのない事項については、ST基準・STマーク制度要綱その他甲の定めるところによることとし、これらに定めがない場合は甲及び乙が協議して対応するものとする。

以上のとおり、甲、乙は本契約を締結したが、甲、乙は本契約が、玩具の安全性を確保することにより幼児、児童の福祉向上に資するとともに、玩具に対する社会的信用を維持、向上させるためになされたものであることに鑑み、 互に、本契約を誠実に遵守することを誓約する。

本契約成立の証として本書2通を作成し、甲、乙1通ずつこれを保持する。

令和 年 月 日

甲 東京都墨田区東駒形四丁目22番4号

一般社団法人 日本玩具協会 会 長 富山 幹太郎 (印)

Z